

調布市立学校における非常変災等の対応フローチャート

○ 学校教育法施行規則 第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは、**校長は**、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

台風接近，異常気象など非常変災等の発生

児童・生徒が登校しているとき

午前10時までの対応

教育委員会が「今後の対応」について検討

教育委員会の対応

「今後の対応」について校長会に要請

学校の対応

要請を受けて、対応を決定

- ・ 決定した内容を文書配付，安全・安心メールの送信，学校ホームページへ掲載するなど，全家庭に連絡

当日の対応例

- ・ 給食を早めに食べて下校
- ・ 台風等の通過を待って下校

翌日の対応例

- ・ 登校時間の繰り下げ
- ・ 休校

児童・生徒が登校していないとき

「前日の予報」又は，「当日午前7時まで」の対応

【前日の対応（祝日や日曜日など）】

- (1) 予報により，翌日に「特別警報」又は「大雨警報・暴風警報・洪水警報（3つが同時）」が発令されると予想されるとき。又は，公共交通機関の計画運休が決定しているとき。

教育委員会で対応を検討し，今後の対応を校長会に要請

【当日，午前7時まで】

- (1) 「特別警報」又は「大雨警報・暴風警報・洪水警報（3つが同時）」が発令されているとき

休校とする

- (2) 「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」のいずれか1つが発令されているとき

教育委員会で対応を検討し，今後の対応を校長会に要請

ただし，登校となった場合においても，河川の状況により，中学校区で対応が異なる場合がある（総合防災との情報連携）

学校の対応

要請を受けて，対応を決定

- ・ 決定した内容を安全・安心メールの送信，学校ホームページへ掲載するなど，全家庭に連絡